

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築する為、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーンの全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携

顧客対応が困難な場合に企業間での情報を共有し、お客様ファーストのサービス提供に取り組むことで顧客満足を獲得し、業界全体のサービス向上を目指します。

b. グリーン化への取組

弊社の照明設備のLED化・太陽光パネルの設置(実施)、高効率エアコンへの買い替えによる省エネ化(予定)によるCO₂削減へ積極的に取り組む。

弊社の排出するごみに関しては極力、再利用される企業とタッグを組むことでグリーン化の取り組みを推進する。

c. 健康経営にかんする取り組み

弊社従業員に対し、積極的に健康維持活動に協力を惜しまない。

2. 「振興基準」の尊守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小事業振興法に基づく「振興基準」)を尊守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払い条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形の使用は致しません。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

取引先には不当・不合理な依頼はせず、取引価格についてはデータ(相場)等に基づき合理的に依頼・交渉します。

2024年 8月 8日

株式会社D・S・A

企業名

代表取締役 稲村 光則

役職・氏名(代表権を有する者)